

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

北海道への移住、起業を促進するU I J ターン新規就業・地域課題解決型起業支援事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、長万部町、江差町、黒松内町、蘭越町、真狩村、喜茂別町、京極町、岩内町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、幌加内町、増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、美幌町、津別町、斜里町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、浦河町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

3 地域再生計画の区域

北海道の全域

4 地域再生計画の目標

北海道においては、戦後から1950年代にかけて全国と比較しても高い人口増加率を保っていた。その後、1990年代後半までは人口増加が続いたが、1997（平成9）年に約570万人に達して以降、減少に転じ、全国よりも約10年早く人口減少局面に入り、その後、全国を上回るペースで人口減少が続いている（約543万人（2015年））。そのような状況の中、景気の緩やかな回復基調のもと、有効求人倍率はほぼ9年連続で前年を上回る状況が続いており（有効求人倍率1.21倍（2018年10月））、幅広い業種で人材の確保が困難となっている。また、本道から東京圏への転出超過数は、近年減少傾向にあるものの、依然として若年者の進学・就職に伴う首都圏への転出などにより、6,000人以上となっており、働き手の減少による各産業分野における人手不足の深刻化、さらには地域経済への影響が懸念されている。

北海道全体の生産年齢人口の減少に加え、多くの若い世代の大学等進学時と就職時の東京圏への人口流出により生じる人材不足による産業競争力の低迷防止に向け、20歳代を中心とした若年層へ道内の仕事情報などの情報を効果的に提供し、東京圏からの人材環流を促す必要がある。

このため、人手不足に直面している地域の中小企業等の人材の確保及び東京圏から北海道へのUIJターンによる起業・就業の促進を図り、活気ある地域づくり・地域経済の維持に向け、より一層の東京圏からの呼び込み・呼び戻しが必須であることから、マッチングサイトの開設や移住支援金の支給により東京圏から北海道への移住者の経済的負担を軽減し、「自然豊かな北海道で子育てをしたい」「住まいや通勤時間など、快適な生活環境の中で暮らしたい」といった移住希望者の夢と希望を叶えるため、地方創生推進交付金を活用しながら、UIJターン対策の抜本的強化を図る。

また、全国の開業率が向上している（5.6%（2017年度））中、道内の開業率は伸び悩み（4.4%（2017年度））、全国との乖離が拡大している状況が続いている。起業等により、地域の課題に対応した新規の事業展開がされることは、当該企業のみならず、地域全体の活性化に繋がるものであり、安心して暮らし続ける地域社会を実現し、将来に引き継いでいく上でも極めて重要である。そのため、地域課題の解決に取り組む道内の起業家に対し、資金調達、事業計画策定支援、事業・経営に必要なノウハウ習得のための伴走支援などを行い、起業を促進し、地域の諸課題の解決を通じて、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分	2020年度増加分
本移住支援事業に基づく移住就業者数（人）	0	89	99
本移住支援事業に基づく移住起業家数（人）	0	1	1
本起業支援事業に基づく起業家数（人）	0	10	30
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	0	2,400	360
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数（世帯）	0	-	-
本窓口強化事業に基づく空き家と移住者のマッチング件数 （件）	-	-	-
()	-	-	-

2021年度増加分	2022年度増加分	2023年度増加分	2024年度増加分	K P I 増加分 の累計
99	99	199	0	585
1	1	1	0	5
30	33	33	0	136
800	800	800	0	5,160
-	8	10	0	18
-	-	10	0	10
-	-	-	-	0

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

- ・UIJターン新規就業支援事業
- ・地域課題解決型起業支援事業

③ 事業の内容

全国を上回るペースでの人口減少及び幅広い業種での人手不足といった状況に対応するため、道内中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトを開設するとともに、道内市町村と連携して東京圏からの移住者への支援を行う制度を構築する。また、地域課題の解決に取り組む起業への支援を行う。

■マッチング支援事業

- ・マッチングサイトの開設・運営
- ・求人広告の個別作成指導

＜支援対象企業等の考え方について＞

北海道創生総合戦略を踏まえ、食関連産業や観光産業、ものづくり産業、さらには健康長寿関連産業等の振興に必要な事業者を対象として、有効求人倍率など、各種雇用統計を活用し、対象事業者の選定基準の素案を作成する。選定基準の決定に当たっては、地域説明会を開催するなどして、市町村、金融機関及び商工団体等の地域の意見を踏まえて決定する。また、市町村が地域の振興を図る上で特に必要な事業者については、市町村長の意見を聴取し、知事が認めた場合に支援金対象事業者とする。

【北海道創生総合戦略】

3 北海道の優位性・独自性を活かして経済・産業が活性化し、いきいきと働ける社会

基本方向：人々が地域に定着するためには、地域経済の活性化を図り、多様な人材が自らの能力を十分に発揮し、生活の糧となる安定的な所得が得られる就業の場を確保することが必要である。このため、基幹産業である農林水産業の振興はもとより、地域資源を最大限に活かした食や観光、ものづくりやエネルギーなどの産業振興、海外からの投資の拡大、さらにはスマート農業や宇宙航空分野といった他地域から注目される取組などを推進するとともに、これらの産業を支える人材の育成を図り、地域産業の競争力強化を図る。

■移住支援事業

- ・東京圏からの移住者で、上記の考え方にに基づき指定した中小企業等へ就職または起業した者等に対する最大100万円の移住支援金の支給

■窓口機能強化事業

- ・首都圏にある企業と連携し、移住支援の窓口を強化する市町村に対して支援を行う。

■地域課題解決型起業支援事業

- ・事業計画の策定支援や、経営に必要なノウハウの習得の支援（伴走型支援）
- ・起業に要する費用へ最大200万円の補助

＜支援対象とする分野の考え方について＞

北海道が直面している人口減少や少子高齢化で顕在化した地域課題の解決に資する分野とし、具体的には地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援などの課題に対応する事業とする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

○道及び連携市町村は、移住支援金制度の構築、支援金の支給やその後の状況確認、マッチングサイトの構築、求人広告の作成支援を行うなど、人口減・人手不足に対応するための環境整備を行う。一方で、求人を行う地域の企業においては、求人広告の作成支援などを活用しながら効果的な求人を実施したり、首都圏で実施される合同面接会に積極的に参加し、移住希望者のUIターンを促すことにより、地域の人口減・人手不足に対応する。

○また、道は、起業支援事業執行団体への補助を行うことを通じ、地域課題の解決を目指す起業に対し支援金を支給するとともに、起業者が抱える販路開拓、事業計画の見直し、労務管理などの課題に個々の起業者に応じた伴走型支援を行うことにより、事業の安定的、自律的な事業運営を図り、地域課題の解決に努める。

○このように官民が協働することによって、幅広く参加を促す仕組みとするとともに、それぞれの立場を活かしてより効果的な事業の推進に努める。

【地域間連携】

○道は道内全域を見渡す立場から、北海道総合創生戦略を踏まえた移住・起業支援金制度やマッチングサイトの構築を行うとともに、民間団体を含めた体制の構築を行い、移住・起業支援金制度等が効果的に運用される環境を整備する。一方で、連携市町村は、移住支援金受給者の就業先企業の掘り起こしや、移住支援金の支給、移住支援受給者に対する地域の情報提供といった支援、起業支援における起業者へのオフィス情報など地域の情報の提供等を行う。

○このように道と連携市町村がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策・施策間連携】

○道は就業・移住相談窓口（北海道、東京）の運営にあたり、札幌市の若者中心の仕事相談窓口「UIターン支援センター」、厚生労働省の「ハローワーク」と連携した全道的な職業相談体制を構築し、中小企業の情報提供など、「しごと」関係機関との連携により一元的な情報の収集・提供を行う。また、「北海道空き家バンク」との連携により、移住者が必要とする「しごと」「住まい」の一元的な情報の収集・提供を図る。

○移住・定住を促進する取組と雇用施策との連携により、東京圏から地方への中小企業の人材確保、起業を促進し、転出超過数を削減する。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

【デジタル社会の形成への寄与】

○道は、起業支援事業において、申請要件にデジタル技術の活用（例：キャッシュレス決済の導入や Web 予約システム、EC サイトによる販売等）を追加し、起業者のデジタル化による生産性向上・機会損失の解消、商品・サービスの高付加価値化及び顧客の利便性向上を支援することで、地域のデジタル化に寄与する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 月

【検証方法】

【外部組織の参画者】

【検証結果の公表の方法】

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 656,775千円

⑧ 事業実施期間

2019 年 4 月 1 日 から 2024 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

- ・ 地域活性化関連事業
- ・ まちづくりの推進に係る事業
- ・ 子育て支援に係る事業
- ・ 社会福祉関連事業
- ・ 買い物弱者支援などの課題に対応する事業

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日 から 2024 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。